令和４年度第１回　大田区地域包括支援センター運営協議会議事要旨

１．開催日時

　　令和４年６月27日（月）午後１時30分から午後３時00分まで

２．会場

蒲田地域庁舎　大集会室／会場＋Web会議

３．出席者

　 （委員）　奈良委員（会長）、富田委員（副会長・欠席）、髙峰委員、志田委員、井上委員、常安委員、中原委員、髙橋委員、早山委員、佐藤委員

　　（区） 　張間福祉部長、近藤福祉支援担当部長、長谷川福祉管理課長、若林福祉支援調整担当課長、田中元気高齢者担当課長、森田介護保険課長、原介護サービス推進担当課長、浅沼大森地域福祉課長、澤調布地域福祉課長、吉田蒲田地域福祉課長、曽根糀谷・羽田地域福祉課長、黄木高齢福祉課長、事務局

　　（傍聴者）　なし

黄木課長　　・事務局を担当する。よろしくお願いしたい。

　　　　　　・委員の出席状況を確認。

　　　　　　・初めに福祉部長よりご挨拶させていただく。

張間部長　・４月から福祉部長に着任した。

・暑い中、またご多忙の中、ご出席いただき御礼申し上げたい。

　　　　　・地域包括支援センターは介護保険制度の中で重要な位置を占めており、高齢者の総合相談窓口として大きな役割を担ってきている。

・日々の高齢者支援について、尽力してくださっている地域包括支援センター職員の皆様には感謝申し上げたい。

　　　　　・地域包括支援センター運営協議会を通じて、多方面の知見をお持ちの委員の皆様からご意見をいただければと思う。よろしくお願いしたい。

黄木課長　・今期は第８期の初回となるため、委員の皆様及び区側出席者の自己紹介をお願いしたい。

　　　　　　～委員の皆様及び区職員　自己紹介〜

　　　　　・まず、大田区地域包括支援センター運営協議会について説明する。（資料３-１）

・「大田区地域包括支援センター運営協議会」は、地域包括支援センターの公正かつ中立な運営を図り、大田区における地域包括支援事業の適正かつ円滑な実施に資するために設置し、委員の皆様に、センターの事業運営に関する様々な事項をご審議いただくことを目的としている。根拠法令は、介護保険法施行規則であり、任期は３年としている。

・所掌事項は、地域包括支援センターの設置に関する事項や、運営や評価に関する事項などについての審議である。

・続いて、地域包括支援センターの概要について説明する。（資料３-２、３-３）

・地域包括支援センターの設置状況は、大田区は特別出張所の管轄区域を基準として、現在23か所設置している。

・各センターの場所については、地域包括支援センター区域図をご参照願う。地図を区分けしている太い線が出張所の管轄区域を表し、破線（太い点線）は、一つの出張所地区を区切って二つの包括で担当していることを表す。

・また、地域包括支援センターは、介護保険法に基づき設置され、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、介護保険法に定めのある地域包括支援センターの業務を行っている。

・資料３-２について一点修正させていただく。４ページについて1点訂正がある。（１）包括的支援事業の法的根拠について、介護保険法115条の45第２項第１～３号、５・６号となっているが、正しくは４号も入り、１～６号となる。

・センターが担う業務について、まず、基本的な業務である包括的支援事業がある。具体的には高齢者の方等に対する総合相談支援業務、虐待対応や成年後見制度の相談に対応する権利擁護業務、地域のケアマネジャーの支援を行う等の包括的・継続的ケアマネジメント業務がある。また、地域包括ケア体制の核として、医療と介護、また生活支援サービスの連携のコーディネートを行う。そして、認知症の方が地域で安心して暮らし続けられるよう、適切なサービスにつなげる支援を行う。

・次に、第１号介護予防支援事業として総合事業のケアマネジメントを行い、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築にも取り組む。地域ケア会議については、高齢者が抱える課題解決に向け、「個別レベルの地域ケア会議(個人単位)」と、「日常生活圏域レベルの地域ケア会議（出張所の管轄エリアを単位とした地域課題の解決）」を開催している。地域ケア会議の開催状況については、この後の議事で報告する。指定介護予防支援事業は、要支援の方の介護予防ケアプランの作成を行う。

・窓口開設時間は、平日は午前９時～午後７時、土曜日は午前９時～午後５時までとしている。

・各地域包括支援センターの所管区域ごとの高齢者人口と職員配置定数をお示しする。本年４月１日現在の各包括の高齢者人口は資料のとおり。蒲田西特別出張所管轄地域については、これまで包括西蒲田の１か所で担当していたが、５月６日に包括新蒲田を開設し、２か所で担当することになった。

・職員配置については、大田区では、専門職３職種（保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャー）１人ずつに加え、３人を配置（見守りささえあいコーディネーター、機能強化対応職員、予防プラン対応職員）することを基本として委託契約を締結。また、高齢者人口の多い区域については、加算配置している。

　　　　　　・最後に、過去の相談件数等の実績を掲載した。

・質問等あるか。（なし）

・続いて第８期の会長、副会長の選出に移る。会長・副会長の選出は、「大田区地域包括支援センター運営協議会設置要綱」の第５条第２項に基づき、委員の互選となる。ご意見等あればお願いしたい。

井上委員　　・会長は奈良委員を推薦する。

黄木課長　　・井上委員から、奈良委員との声があがったが、いかがか。

　　　　　（異議なし）

　　　　　　・奈良委員、いかがか。

奈良委員　・大変光栄に思う。

・恐縮ではあるが、お引き受けさせていただく。

黄木課長　・それでは、奈良委員に会長をお願いさせていただく。

　　　　　・続いて、副会長の選任について、奈良会長から推薦あるか。

奈良会長　・各期、医師会の方を推薦させていただいているので、副会長は医師会選出の「富田委員」を推薦させていただきたいと思う。

黄木課長　・副会長に「富田委員」との声があがったが、いかがか。

・異議なしのため、副会長は「富田委員」にお願いしたいと思うが、富田委員は急用で不在のため、後ほど事務局から確認させていただく。

　　　　　・それでは、改めて会長からご挨拶をお願いしたい。

奈良会長　　・第８期大田区地域包括支援センター運営協議会に参加させていただけることを光栄に思う。ぜひとも力を尽くしていきたい。

　　　　　　・第１回の運営協議会では地域包括支援センター職員の皆様が一生懸命作成した事業計画・事業報告書を拝見することができ、毎年心待ちにしている。新たな発見もあり、とても勉強になる。

　　　　　　・運営協議会を通じて、日々地域の中で奮闘されている地域包括支援センター職員の皆様を支える・応援できる場にしていきたい。よろしくお願いしたい。

黄木課長　　・以降の議事進行については奈良会長にお願いしたい。

奈良会長　　・それでは議事に入る。

　　　　　　・審議事項のア「令和４年度地域包括支援センターの事業評価の実施について」（資料４-１、４-２）事務局から説明をお願いしたい。

黄木課長　　・説明の前に、資料４-１について一点訂正がある。３行目の「機能評価」を「事業評価」に訂正願いたい。

・大田区では、平成27年度から区の評価指標を用いて地域包括支援センターの事業評価を実施。平成30年度の介護保険法の改正により地域包括支援センターの事業評価が義務規定となる。

・令和２年度まで国の評価指標55項目と区独自の評価指標98項目を用いて評価を実施。令和３年度からは、国が示す評価指標を基準に区独自の評価指標約14項目を用いて実施することとした。

・この評価手法の変更については、令和２年度第２回運営協議会にて協議いただき、国指標および区の独自指標の双方を用いて事業評価を行っていくことで了承を得て、令和３年度以降の地域包括支援センターの事業評価にあたっては、国の評価指標と区独自の評価指標を用いて実施している。なお、国の評価項目（Ⅰ〜Ⅲ）は項目数が多いため令和３年度、令和４年度の２か年にかけて実施していく。

・令和４年度は、第三者の視点を取り入れる目的で、地域包括支援センターに対する利用者、民生委員、介護支援専門員のアンケートも行う。

・令和４年度の評価指標については、国の「大項目Ⅰ　組織・運営体制等」と「Ⅲ　事業間連携」及び区独自の評価指標に加え、利用者・民生委員・介護支援専門員アンケートを用いて事業評価を実施する。これらのテーマから約８～10テーマに絞って話し合いを実施する予定。

奈良会長　　・今の話をまとめると、大田区はセンターの事業評価が義務規定になる前から実施してきており独自指標が存在し、その後、国の義務化に合わせる形で、区の評価手法を検討して来た経過があり、「話し合い」というスタイルで令和３・４年度は実施していく、ということに整理になる。

　　　　　　・更に、客観的な視点を取り入れる目的で利用者・民生委員児童委員・介護支援専門員を対象にアンケートを実施していくという内容になるかと思う。

　　　　　　・「話し合い」の実施について、具体的な進め方やアイデアはあるか。

黄木課長　　・昨年度から「話し合い」を導入している。

　　　　　　・以前の評価は、区が評価者というスタンスのみで実施してきた部分があり、その部分が課題でもあった。

　　　　　　・地域包括ケアを進めていく上での核としての地域包括支援センターと区が両輪になって進めていくことが大切だと考える。「話し合い」を通じて、今どのようなことを進めていくべきか、強み弱み等含めた互いの認識を共有していきたいと思う。

　　　　　　・「話し合い」の視点を持ちながら地域包括ケアの推進や地域共生社会に向かって、どのようにしていったらよいかを念頭に入れながら進めていきたい。

奈良会長　　・了解した。

　　　　　　・ほかにご意見があればお願いしたい。

中原委員　　・事業評価の概略については了解した。また、区独自の評価指標については、地域共生社会や重層的支援体制を意識した視点が入っているのは良いと思う。

　　　　　　・地域包括支援センター業務の一番の核となるのは「総合相談」であり、その視点を取り入れてもよいのではないか。

　　　　　　・センターの役割や重要性を踏まえ、8050問題等の世帯単位での相談体制も大切になってくるため、その視点を入れても良いかと思う。

　　　　　　・資料４-２にある、「地域福祉を推進するコーディネーター」の記載については「地域福祉コーディネーター等」で良いかと思う。

奈良会長　　・検討していただけるということでよいか。

黄木課長　　・重層的支援につながる複雑化・複合化した問題もある。

・高齢者以外の世帯で持つ課題も含めてアプローチしていく必要性は感じている。

・世帯単位の課題等も含めた視点の検討もしていきたい。

奈良会長　　・具体化へ向けて検討し、次回運営協議会で報告をお願いしたい。

　　　　　　・他に質問はあるか。

　　　　　　・異議なしのため、本件は了承とする。

　　　　　　・次に審議事項「イ　第１号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務（一部）の再委託の承認について」（資料５-１、５-２、５-３）事務局から説明願いたい。

黄木課長　　・「第１号介護予防支援事業」は、居宅要支援被保険者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、訪問・通所・生活支援等適切なサービスが提供されるよう必要な援助を行う事業。

・「指定介護予防支援」は、要支援者が介護サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス事業者等の関係機関の連絡調整などを行うもので、センターが行う業務となっている。

・両事業とも、業務の一部をセンターから指定居宅介護支援事業者に委託することができるとされており、委託にあたっては中立性及び公正性の確保を図るため運営協議会の議を経ることが必要となる。

・大田区では、運営協議会の承認を得て、「第１号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務再委託基準」を定めているところである。センターによる再委託は、特定の事業所に偏ることなく、業務体制に応じて適切に委託されている。令和４年度も再委託基準に基づきセンターの業務の一部を再委託することについて承認願いたい。

・なお、再委託基準の４に記載がある、区市町村からの「運営指導」の表記について、以前は、「実地指導」と表記していたが、オンライン会議等の活用により、必ずしも実地ではなくなることから、国の方針により令和４年度から「運営指導」に変更となったため、それに合わせて文言を変更している。こちらも合わせて承認願いたい。

奈良会長　・再委託先については事務局側で精査した結果、資料を作成してもらっているという理解をするとともに、文言表記については状況に合わせた変更と理解した。

・何か質問はあるか。

・異議なしのため本件は了承とする。

　　　　　・次に審議事項ウ「地域包括支援センター職員の配置基準変更について」（資料６）事務局から説明願いたい。

黄木課長　　・これまで、センター職員の非常勤職員について専任規程を設けていたが、採用が厳しいとの声を頂いていることや、社会状況、働き方の多様化等を踏まえ、令和４年度の業務委託仕様から専任規程を外した。

　　　　　　・事後になってしまったが承認をいただければと思う。

奈良会長　　・働き方改革のようなイメージで、ある種の職員の勤務形態を「非常勤かつ専任」から専任規程を外したのは、現状に合わせた合理的な判断かと思う。

・何か質問があるか。

髙橋委員　　・どのようなイメージの方の兼任が対象になるのか。

黄木課長　　・非常勤週３，４日の勤務形態の方が対象となる。

　　　　　　・求人が難しい部分もあると聞いたため、専任規程を外した。

髙橋委員　　・他の職業を持っている人に非常勤として週に１回来てもらうということも有り得るのか。

黄木課長　　・他の職業を持っている方でも、週３，４日センターに勤務してもらうことを想定しております。

髙橋委員　　・状況は了解した。

奈良会長　　・センター業務の重要性から「専任」の規定が生まれたのかもしれないが、時代の変化に合わせた変更になるかと思う。

　　　　　　・介護事業所で働きながら包括でも働くということもイメージできるが、利益相反の生じる可能性があるので、事務局には利益相反をしっかり管理できるように、また、基本的な倫理観を持って業務にあたるようセンターへ指導・助言をお願いしたい。

黄木課長　　・今後、倫理感含めて周知していきたい。

奈良会長　　・報告事項ア「地域ケア会議（個別レベル・日常生活圏域レベル）の実施状況について」（資料７）事務局から説明願いたい。

澤課長　　・調布地域福祉課から説明させていただく。

　　　　　・地域ケア会議は高齢者個人の課題を解決する会議から始まり、地域の課題、区全体の会議と各層ごとに会議を実施している。地域包括支援センターは個別レベル会議と日常生活圏域レベル会議を実施している。

　　　　　・令和３年度の個別レベル地域ケア会議の開催回数は104回であった。令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり74件であったため、増えている状況。

　　　　　・日常生活圏域レベル地域ケア会議の実施回数は46回であった。令和２年度は21回であったため、増えている状況。

　　　　　・検討テーマの例については、資料のとおりである。今年度も高齢者の地域での課題解決を目指して検討を進めていく。

奈良会長　　・質問あるか。

中原委員　　・個別レベル地域ケア会議回数は、１つのケースについて複数回開催している場合も含めた回数か。

　　　　　　・日常生活圏域レベル地域ケア会議の回数についても、そのテーマについて１回というカウントか。

澤課長　　　・個別レベル地域ケア会議は、件数なので、例えば１回の個別レベル地域ケア会議でもＡ・Ｂさんのケースを実施している場合は、２ケースとカウントしている。

　　　　　　・日常生活圏域レベル地域ケア会議は回数なので、実施した回数と捉えていただければと思う。

中原委員　　・できれば個別レベル地域ケア会議で何ケース実施したかを報告してほしい。

澤課長　　　・昨年度に関しては、個別レベル地域ケア会議は開催回数が104回、件数が115件となる。

　　　　　　・日常生活圏域レベル地域ケア会議については、開催回数が46回、件数が32件となる。

中原委員　・１ケースは、概ね１回で終わっているという理解で良いか。

澤課長　　・基本的には、１ケース１回の実施という理解で良い。

奈良会長　　・他に意見・質問はあるか。

　　　　　　・報告事項イ「令和３年度地域包括支援センター事業報告、令和４年度事業計画について」(資料８-１、８-２)事務局から説明願いたい。

黄木課長　　・まず、各センターの令和３年度事業報告について説明する。

・「１ 事業目標」と「２ 事業実施計画」と大きく二つのパートに分かれている。「１　事業目標」包括として掲げた年度目標に対して、令和元年度から取り組んできた機能アップ三か年計画の３年目の仕上げの年度としての振り返りや見えてきた課題等も併せて書かれている。「２ 事業実施計画」は、さらに委託している実施事業ごとに分かれ、それぞれの項目に年度当初に立てた目標または個別目標が記載されている。それぞれの目標に対して、実施内容、目標達成状況を記載したのがこの事業報告書であり、その中での主な取り組みを紹介する。

・「２ （１） 総合相談支援業務」では、高齢者への総合相談のほか、虐待防止、権利擁護を含み早期発見、早期対応を目指し、支援体制の構築に取り組んでいる。

・「２（２） 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」では、包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携体制づくりや介護支援専門員への支援を行うものを指す。

・「２（３） 介護予防ケアマネジメント業務」は、審議事項イでご説明した「第１号介護予防支援事業」等のことで、自立に向けた支援をしていく事業。

・「２（４） 見守り支え合いネットワーク推進業務」では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で見守りささえあうネットワークを、地域包括支援センターが核として構築していく事業で、見守りキーホルダーの登録・普及啓発も該当する。

・「２（５） 地域包括ケアシステムの構築」では、個別ケースの検討を始点として、地域の共通課題を発見し、解決に向けた検討を行う地域ケア会議を実施している。

・「２（６） 認知症施策推進に係る業務」では、認知症施策推進大綱を軸に、認知症の人とその家族が安心して住み慣れた地域で生活し続けられるよう、やさしい地域づくりの推進として認知症カフェ（オレンジカフェ）や認知症サポーター養成講座の開催に取り組んでいる。

・続いて、令和４年度の事業計画について説明する。

・今年度の事業計画書は、「１ 事業目標」に、今年度の大きな目標を定め、各センターが具体的な取り組みにより今後２か年で実現していこうと立案した「機能アップ２か年計画」の「目指す姿」「重点項目」を掲げ、具体的な取り組みとして１年目となる今年の実施計画を記載している。

・「２ 事業実施計画」では、委託事業ごとの個別目標、実施計画を挙げている。「事業計画書」上で[重-１][重-２]などの表記があるのは、「機能アップ２か年計画」の具体的な取り組みを示す番号と理解いただきたい。

・こうして事業計画を進めていきながら、同時に各センターは機能アップ２か年計画の中で、目指す姿への目標にも取り組んでいくこととなる。

奈良会長　・コロナ禍ではあったが、包括職員の工夫等が垣間見え、力強く対応されている様子が分かり、大変ありがたいと思った。

・何か質問はあるか。

髙橋委員　　・事業報告書の件について、包括蒲田東の評価が他包括と比較すると低いが、何か要因があるのか。

黄木課長　　・達成度は包括自身で評価を付けている。

　　　　　　・蒲田東は、昨年は職員の入れ替わり等があり当初の事業計画通りに対応することが難しい部分があった。

髙橋委員　　・了解した。

・本年度は実現に向けて動いていけるものと理解する。

奈良会長　　・他に質問はあるか。

中原委員　　・令和４年度の事業計画書を拝見していると、どのセンターも目指す姿の部分に「信頼されるようになる」「一緒に考え解決するセンターになる」等の目標を掲げており、地域の中の相談場所と理解しているものと思う。

　　　　　　・社会福祉協議会にも地域福祉コーディネーターを配置し、地域へ出向いている。

　　　　　　・これからの時代は、相談に行くことが出来ない方、相談場所を知らない方、社会的につながりが弱い方等へのアウトリーチ的対応が必要となってくるのではないか。

　　　　　　・センターと社会福祉協議会等関係機関とが連携し、協力しながら支援を進めていくことができると良い。

奈良会長　　・他に質問はあるか。

・報告事項ウ「第７期提言について」（資料９）事務局から説明願いたい。

黄木課長　　・令和元年度から令和３年度までの３年間、運営協議会で地域包括支援センターの抱える課題の解決や機能強化を目指して議論されてきた内容に基づく区への提言書となる。この提言内容を踏まえて、第８期の運営協議会で議論を重ねていければと思い、提言書を皆様にお示しさせていただいた。

奈良会長　・前期の会議でまとめたものを、今期委員にお示ししていただいたものと理解した。

　　　　　・何かご意見あるか。

　　　　　　・報告事項エ「地域包括支援センターの運営方針の改正について」（資料10）事務局から説明願いたい。

黄木課長　　・令和３年度に新たに作成された大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画の内容に合わせる等、簡易な文言を修正した。

・改正については、令和３年度第２回運営協議会にて承認いただいているが、完成版として今回配付した。

奈良会長　　・この件について、意見・質問はあるか。

・報告事項オ「地域包括支援センター新蒲田の新設について」事務局から説明願いたい。

黄木課長　　・本年５月６日に地域包括支援センター新蒲田がオープンした。シニアステーションも併設されているため、シニアステーションの介護予防教室などを受講後に相談に来る方もいるとのことである。

・地域の方とも連携しながら事業を進めている。

奈良会長　　・何か質問はあるか。

・無ければ本日の議事は終了する。

・皆様ご協力いただきありがとうございます。

　　　　　　・事務局にお返しする。

黄木課長　　・本日は、活発な議論ができたことに感謝申し上げる。

　　　　　　・富田委員は急用のため不在であったが、副会長のお引き受けの件については確認し、後日委員の皆様へメール等でご連絡させていただく。

　　　　　　・今後の開催日程は、第２回を10月31日、第３回を１月30日頃に実施予定としている。

　　　　　　・以上で、令和４年度第１回大田区地域包括支援センター運営協議会を終了する。